

平成27年9月15日（火曜日）

第3回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成27年第3回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	（欠番）
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
総務課長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長 兼企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	赤間隆之君
震災復興対策監	小松良一君
企画調整課参事兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長	千葉繁雄君

- 〓 第 1 3 議案第 8 8 号 工事請負契約の締結について
【松島運動公園備蓄倉庫建設工事】
 - 〓 第 1 4 議案第 8 9 号 工事請負契約の締結について
【町道銭神大浜線外避難道路整備工事】
 - 〓 第 1 5 議案第 9 0 号 工事請負契約の締結について
【町道柿ノ浦線避難道路整備工事】
 - 〓 第 1 6 議案第 9 1 号 工事請負契約の締結について
【町道高城・松島線避難道路整備その 2 工事】
 - 〓 第 1 7 議案第 9 2 号 工事請負契約の締結について
【町道根廻・磯崎線避難道路整備工事】
 - 〓 第 1 8 議案第 9 3 号 工事請負契約の締結について
【小石浜雨水ポンプ場土木工事】
 - 〓 第 1 9 議案第 9 4 号 工事請負契約の締結について
【小石浜雨水ポンプ場機械設備工事】
 - 〓 第 2 0 議案第 9 5 号 物品売買契約の締結について
【消防小型動力ポンプ付積載車購入】
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〓 第 2 会期の決定
9 月 1 5 日の 1 日間
 - 〓 第 3 議長の選挙
 - 〓 第 4 議席の一部変更
 - 〓 第 5 議長の常任委員の辞任
 - 〓 第 6 議長の東日本大震災復興対策特別委員の辞任
 - 〓 第 7 議長の議会活性化調査特別委員の辞任
 - 〓 第 8 議長の東北放射光施設誘致調査特別委員の辞任
 - 〓 第 9 議案第 8 4 号 工事請負契約の締結について
【三浦地区避難施設建設工事】
 - 〓 第 1 0 議案第 8 5 号 工事請負契約の締結について

【名籠地区避難施設建設工事】

- 〳 第 1 1 議案第 8 6 号 工事請負契約の締結について

【三十刈地区避難施設他建設工事】

- 〳 第 1 2 議案第 8 7 号 工事請負契約の締結について

【松島地区防災まちづくり拠点施設建設工事】

- 〳 第 1 3 議案第 8 8 号 工事請負契約の締結について

【松島運動公園備蓄倉庫建設工事】

- 〳 第 1 4 議案第 8 9 号 工事請負契約の締結について

【町道銭神大浜線外避難道路整備工事】

- 〳 第 1 5 議案第 9 0 号 工事請負契約の締結について

【町道柿ノ浦線避難道路整備工事】

- 〳 第 1 6 議案第 9 1 号 工事請負契約の締結について

【町道高城・松島線避難道路整備その 2 工事】

- 〳 第 1 7 議案第 9 2 号 工事請負契約の締結について

【町道根廻・磯崎線避難道路整備工事】

- 〳 第 1 8 議案第 9 3 号 工事請負契約の締結について

【小石浜雨水ポンプ場土木工事】

- 〳 第 1 9 議案第 9 4 号 工事請負契約の締結について

【小石浜雨水ポンプ場機械設備工事】

- 〳 第 2 0 議案第 9 5 号 物品売買契約の締結について

【消防小型動力ポンプ付積載車購入】

追加日程

- 日程第 1 議長の議会運営委員の辞任

- 〳 第 2 議会運営委員の選任

午前10時 開 会

○副議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第3回松島町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせいたします。高城[REDACTED]、ほか10名
でございます。

ご報告を申し上げます。去る平成27年8月25日に松島町議会櫻井公一議長が松島町町長選挙に立候補し、公職選挙法第90条の規定により議員を失職されました。また、公職選挙法第111条第1項第3号の規定により、8月26日、松島町選挙管理委員会に議員の欠員を通知いたしました。

次に、町長より挨拶を求められておりますので、挨拶をお願いします。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

本日、第3回松島町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、議会臨時会にご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、台風18号の影響により関東や東北を襲った記録的な豪雨におきまして被災されました皆様方に心からご冥福とお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

本町におきましても、去る9月11日、大雨特別警報が発表されましたことから警戒本部を設置し関係機関と連携し対応を行ってまいりました。詳細につきましては、本日お配りいたしました資料により後ほど危機管理監より説明を申し上げます。

次に、貴重なお時間をいただきまして町長就任の挨拶を述べさせていただきます。

このたび私は多くの町民の皆様のご支援をいただき当選の栄に浴しましたが、選挙期間中いろいろな場面で町民の生の声を聞き、町民が行政に対し何を求め、何を期待しているのかをひしひしと感じ町長としての責任の重さと期待の大きさを痛感しているところでございます。

私は、このたびの選挙では元気と行動力で活力のあるまちづくりを強く訴えてまいりました。所信表明につきましては9月定例会において詳しく述べさせていただきますが、町政を担うための姿勢としては、常に町民の立場で考え、町民の皆様とともに歩むまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

また、震災以降の町財政の立て直しや、さらには松島の将来を担う子育て支援対策などこれからのまちづくりを進める上で重要な課題が山積しております。

私は、これらの課題に職員とともに勇気を持って挑戦し、松島町のためにより多くの汗を流す決意であります。議員の皆様、町民の皆様のご理解と一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます、町長就任のご挨拶といたします。

さて、本日提案いたします議案は、工事請負契約の締結が11件、物品売買契約の締結1件についてご提案させていただくものでございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（阿部幸夫君） 続いて、経過説明。赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、9月11日の大雨被害につきまして説明をさせていただきます。

初めに、経過の内容のほうからご説明をさせていただきます。

配付いたしました資料をお目通しいただきます。2ページのほうをお開き願いたいと思います。

午前2時44分、大雨警報が発表されました。

午前3時20分、9月10日より降り続きました雨により、翌9月11日午前3時20分、宮城県内に大雨特別警報が発令されました。これによりまして、各課長を招集、1号配備といたしまして警戒本部を設置いたしました。

午前4時10分、県内全域に土砂災害警戒情報が発表されました。

5時5分、吉田川左岸、川頭付近での越水の可能性があるため、川頭地区の4世帯16人を対象に避難勧告を発令しております。品井沼改善センターへの避難を誘導しております。

午前6時50分、吉田川が増水したため、北小泉、下竹谷、上竹谷、幡谷地区、706世帯2,265人を対象に避難勧告を発令いたしました。品井沼改善センターの避難所を開設し、下竹谷、北小泉コミュニティーセンターの避難所を開設しております。

なお、7時50分に避難者数の増加を考慮し、品井沼改善センターから松島第五小学校の体育館へ避難場所を変更しております。町内の小中学校の休校を決定しております。あわせて、町民バスの経路を堤防敷の通路を通らないように迂回するような指示をしております。

9時50分、竹谷前川排水機場付近の堤防漏水によりまして決壊のおそれがあるため避難勧告から避難指示を発令いたしました。あわせて、前川付近の要支援者が避難していないか、町民福祉課と地元消防団で各戸を回りまして全員の避難を確認しております。

午前10時、主要地方道鹿島台・鳴瀬線を通行どめにいたしました。場所が佐々勝工務店さんの前から45号線の接道までの堤防敷でございます。

午前11時50分、健康長寿課へ避難所への保健師巡回を依頼いたしました。1時から巡回を開始しております。

午後12時、土砂災害警戒が解除されました。

午後1時30分、大雨特別警報が解除されております。

午後2時45分、大雨特別警報が解除されましたので避難判断水位も下回っており、堤防の漏水につきましても国道交通省の漏水対策工事がなされていることを確認し危険がないと判断されますことから避難指示を解除し、同時に避難所を閉鎖いたしました。

午後3時、主要道鹿島台・鳴瀬線一部通行どめを解除いたしました。こちらは佐々勝工務店さんから前川排水機場までを一部解除いたしております。

午後6時、鹿島台・鳴瀬線全面通行どめを解除しております。

以上が大雨被害の経過内容になっております。

初めの1ページ目に戻っていただきまして被害の状況ですけれども、人的被害、家屋被害、道路の被害はございませんでした。幡谷中通地区と、あと新田地区、竹谷箕輪沢地区におきまして約3ヘクタールの水田が冠水しまして、そちらが被害をこうむっております。また、品井沼大橋を渡りまして大崎市と松島町が接する水田におきましては約100ヘクタールが浸水ということで被害を受けております。被害金額につきましては現在調査中でございます。

避難場所の開設状況につきましては、下竹谷、北小泉コミュニティーセンター、避難者の方が63名、松島第五小学校体育館、こちらの避難者の方が146名、萱倉支館、こちらが避難者の方が24名、合計233名の方が避難所のほうに避難しております。

また、自主避難といたしまして蛇ヶ崎集会所、こちらが避難者4名です。これは前日の7時55分から翌午前の7時30分まで避難されておりました、7時30分には自主解散ということで帰られております。また、磯崎地区の白萩避難所におきましても、こちらも避難者6名ということで、午前3時30分から朝の8時まで自主避難といたしまして避難されておりました。

関係機関の支援状況といたしましては、陸上自衛隊22普通科連隊の1名の隊員の方が役場のほうで連絡調整のため待機をしていただいております。また、松島消防署の副署長が松島町役場で連絡調整のため待機していただいております。塩釜消防署の本部のほうからは15名がいつでも活動できるように待機ということで情報を得ておりました。以上となっております。

今回の大雨で大雨特別警報が発令されたことによりまして、吉田川流域の北小泉、下竹谷、上竹谷、幡谷地区に避難勧告を発令し、避難判断水位を超えたことから住民の安全を第一に避難指示に切りかえたことになっております。また、大雨特別警報が発令されまして自主避難さ

れた方や避難指示対象地区の方々は、区長や行政委員の皆さんのご協力により集会所や避難所に避難され大きな混乱もなく冷静に対応していただきましたことは、日ごろの自主防災活動などの成果が今回の対応に結びついたと考えております。このたびの災害では幸いにも人的な被害がなかったものの、今後いかなる災害が起こるかわかりません。今後も町民の生命と財産を守るため引き続き町民の皆様のご協力を得ながら、防災関係機関と連携し災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと思っております。

報告は以上でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 以上で町長の挨拶を終わります。

太齋議員。

○9番（太齋雅一君） 農地被害の103ヘクタールのうちの浸水100ヘクタール、川頭に100ヘクタール土地ありますか。地名、もう少しぴちっとはっきりした地名書き入れなかったらうまくないんでないの。産業観光課で地名わがっぺや。川頭など何町歩しかないんだぞ。ちゃんと調べてもう1回報告し直せ。

○副議長（阿部幸夫君） 熊谷課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今回の報告の中で農地の浸水エリアがちょっと場所が違うんじゃないかと。再確認ということのお話がありました。これにつきまして再度確認をさせていただきまして、後ほどご報告をさせていただきたいと思っております。

○副議長（阿部幸夫君） 太齋議員。

○9番（太齋雅一君） あと、内ノ浦囲い、越流堤越えてもう全面冠水したわけですけども、そういったことも含めて、そのおかげで高城町が助かっているわけですから、常にその危機管理含めて、我々犠牲になって田んぼ水かけているわけさ。そういうことも含めてきちっとした報告をしてください。高城の町が助かっているのはあの越流堤あるために助かっているんだから。高城川があふれないで今回もすんなり流れたということは、越流堤からいち早く内ノ浦囲いに水が全部投入されたから助かったんであって、もう少し大雨降った場合は松島町の全体の危機にもかかわる問題でありますので、もう少しきちっとした対応をしてください。

○副議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「ほかにいいですか」の声あり）

高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 今回のこの大雨の対策ですけども、人的被害はなかったということで、今農地の被害があったということですけども、この避難指示の発令の仕方がどうなのかと非常に疑問に思ったわけです。というのは、エリアメールも出しているでしょうけれども、この

避難指示をしたのが、そのエリアメールではなく東松島のエリアメールで上下堤の避難指示をしたと。それで慌ててその避難指示に従って避難をした。結局堤防が漏水してから避難しているわけです。それではとてもじゃないが遅いのではないですか。その対応がどうだったのかちょっとお聞きをしたい。

○副議長（阿部幸夫君） 熊谷課長。

○総務課長（熊谷清一君） 避難指示が遅かったのではないかと、対応がちょっと遅かったのではないかというお話かと思うんですけども、前段に避難勧告をしております。その辺の判断、避難勧告から避難指示に持っていくとき、吉田川の右岸堤、蒲（かば）あたりですね。ちょうど東松島市と松島町の境あたりのところ、ちょっと漏水的なところもある。オーバーフローまではいなくても漏水があるということを受けまして、全体に避難勧告したんですけども、これは逆にすぐ避難指示をしたほうがいいという判断をさせていただいて今回は取り扱っていた。

なお、これはちょっと補足説明になりますが、この日は町長の初登庁の日にも当たりますが、町長とは電話で事務連絡、町長はもう現場に入っていましたんで、電話でやりとりかけまして、その時間帯、今回のこの時間帯に避難指示を出したいんだけどということをお話をさせていただいて、指示のもとにすぐ避難指示を出したという経緯になります。

遅かったかということですけども、我々としてその判断の1つとしてそこで行ったということでもあります。

○副議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 先ほど言ったメール、エリアメールでのその発表の仕方はどうだったのか。ちょっとその辺、お聞きをしたい。

○副議長（阿部幸夫君） 熊谷課長。

○総務課長（熊谷清一君） 確かにメールでということもありました。メールの仕方、随時メールは流していった。あと、隣の町とのメールのやりとりも情報入ってきて、職員にも皆ばらばらで隣のメールが入ってくる職員と入ってこない職員がおります。ということもありまして、メール的には随時こちらのほうでその情報は送ったというか、出しているつもりであります。ただ、町内一円、北部のほう、南のほうとそのエリアは違いますけれども、随時その情報は出させていただいたというふうに思っております。

○副議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 一部聞きますと、そのエリアメールの出し方が混乱するから早急に出さなかったというそういった説明を受けたという人もあるんですよ。ですから、そういったとき

の対策というのは、やはりきちっとここの警戒本部あるわけですから、そこで統一した中できちっとそれを発信していただきたい。そうでないと、住民の方々が、この避難する方々が混乱する。そしてまた、避難の仕方においてもなかなか最初は役場の人員が来なくて結局自分たちで避難を呼びかけて自主的避難をしたような形に捉えているようです。だから、その避難のあり方もきちっとやはりもう1回検証して対処していただくよう。こういった線状降水帯というのがいつまた来るかもわからない。大雨特別警報というのがこれからどんどん出る可能性もあると。そういった段階でのやはり危険な状況というのはこれからもあり得ないというわけではないですから、50年に一遍のこの対応みたいな話の報道ですけれども、それがどこに起きてもおかしくないもう時代になっているということです。そういったこともひとつ勘案しながらその警戒態勢、スムーズなやはり対応をしていただくように求めたいと思います。以上です。

○副議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。ありませんね。

菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 報告ですから質疑受けるのかどうかわからなかったんですけども、いろんな面でお粗末だったなという感じはします。一般質問でもやろうかなと思ってたんですけども、今回はたった1つだけ聞いておきます。避難勧告、指示したときに、自主的に避難できる人をきちっと確認してましたか。このことだけお伺いします。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁を求めます。熊谷課長。

○総務課長（熊谷清一君） 避難勧告、避難指示、事前に確認していたかというお話ですけれども、正直言います、どなたが避難できて、そこまでは具体的にはしてなかったと。ただ、このときに区長さん、行政委員と情報を常にやりとりかけてまして、こういう方がいらっしゃるということで、確認はしてなかったんですけども、その後に情報をいただいてどういう方がいらっしゃる。各戸別訪問させていただきました。事前にその方を確認していたかということまではちょっとしてなかったというのが状況であります。（「わかりました」の声あり）

○副議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） きのう2時半ごろからでしたけれども、担当課、総務課長、それから環境防災班を集めまして大雨についての災害の対処の仕方等々について検証しております。私のほうからもいろいろ気づいた点がありましたので担当課のほうにはそれを申し上げ、今後こういうことのないようにするようというふうに申し上げております。

今いろいろ議員さんからエリアメール、それからそういう菅野議員さんからのお話等出ましたので、再度これをミーティングしまして次のこういう災害に対して備えたいというふうに思

いますのでよろしく申し上げます。

○副議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） それでは、私からも、太齋議員さんから言われたように農地被害、その辺の数字の把握を確認出してもらって、できますれば早目に提出方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で町長の挨拶を終わります。

ここで執行部退席のため暫時休憩をいたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時21分 再 開

○副議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、7番高橋幸彦議員、8番今野 章議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○副議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

お諮りいたします。議長の選挙を行います。これまでの議長選挙に倣ひ、休憩時に議場内で議長選挙への立候補の意思表明及び議長候補者の推挙を行いたいと思ひます。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

午前10時23分 休憩

○副議長（阿部幸夫君） 休憩に入りましたので、これより議長選挙の立候補の意思表示及び候補者の推挙を行うわけでございますが、その前に皆様に申し上げます。

地方自治法第118条の規定は、公職選挙法の立候補に関する規定を準用しておりません。よって、これから行われます立候補表明等は法に基づくものではなく、個人の意思表示にとどまるものとなります。したがって、議長の選挙におきましては、立候補者及び推挙を受けた方以外の方の指名であっても記載し投票することができます。

それでは、議長の立候補者の意思表示等を行いますので、立候補される方または推薦される方は挙手をお願いしたいと思います。

4番片山正弘議員。

○4番（片山正弘君） 今回、前議長の退任に伴って、残任期間の議長選挙となりますが、14名の議員から今回1名欠員による13名の議員で議会の運営になります。1人1人の議員に対して負担が重くなりますが、住民の負託に応えるため、議員間の協力体制が密になるよう私は努力してまいり所存でございます。

また、私は、一般会議の充実と近隣市町議会との交流を図りながら、互いに情報の交換と共有を図り、これからの住民の負託に応えてまいりたいと考えております。

また、町の執行者が今回かわったことにより、町政、町の運営等についても議会としての役割を十分に発揮し、住民の負託に応えるつもりで全力を投球してまいりたいと思いますので、今回、議会議長選挙に立候補の決意といたします。

終わります。

○副議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。

11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それでは、私のほうから立候補の意思表示を述べさせていただきます。

今さらと思う人もおるかもしれませんが、昨年の秋に、かかりつけの医者から病気の転移も再発も100%ないよということを伝えられましたので、少し自分の健康に自信を持っていたところでありましたので、今回、櫻井議長が失職ということになりましたので、もう一度頑張ってみたいという気持ちになりました。

議会は松島町の最終決定機関でありまして、住民の福祉向上、そして住民の立場に立ってそ

の意思を決定しなければなりません。町の将来についてもしっかりと責任を持つことは当然でありまして、今まさに松島町の生き残り戦略を真剣に考える時期に来ているのではないかと考えております。その議会の長として、議員皆様と議論しながら責任を果たしてまいりたいと考えております。

どんな形でその責任を果たすのかと申しますと、議会基本条例に伴って行っている一般会議や議会報告会での意見や要望を、町の政策としてしっかりと提言できるような議会でありたいと考えております。また、自由討議などをもって、もっと活用して、議員の皆さんと議論しながら、議会の充実や活性化を図ってまいりたいと考えております。

さらに、当然のことですが、執行機関が行う行財政の運営や事務処理などに対して正しい批判と監視を行い、勧める政策は応援し、だめなものはストップさせる、そういう形の議会としての持っている権限を十分に発揮できるような議会にしてまいりたいと考えております。

それから、議会報告会や区長会との意見交換、また一般会議などでの意見を聞きますと、町民の皆様からはまだまだ議会に対する理解が得られていないと感じております。今回、小中学校の若い保護者に対するアンケートでも、議会に対する理解が得られていないということを改めて知ることができました。もっともっと議会の情報を公開して理解をしていただくことが必要だと感じております。

そのためには、働いている若い人たちもパソコンやスマホなどで議会のライブ中継を見ることができ環境を整えて、議会の情報を得られるようにしたらいいのではないかなと考えております。

また、来年の参議院選挙からは18歳から投票ができるようになりました。若者の町外流出が進む本町においては、若者にも行政に関心を持っていただくような対策を講じて若者の意見が町政に反映するようにしないと、さらに町外流出が続くことになってしまうのではないかと心配しております。

議員の皆様としっかりと議論し、若者が町政に、そして議会に関心を持っていただくような環境を整えてまいりたいと考えております。

それから、スムーズな議会運営というものを目指してまいりたいと思います。会議の途中で、今資料がないなどの答弁で会議がストップすることがよくあります。議員の皆さんの研修が必要と思いますが、スムーズな議会運営のためには、議員や執行部が議場でパソコン、iPad、タブレットなどを持ち込めるようにしてはどうかと考えております。これも皆さんと議論し

ながら考えていきたいと思っております。

もう1点、平成10年11月30日に議会50年史を発刊しておりますが、2年後の平成29年には松島町議会発足70周年を迎えます。50年史から20年間の追録を発刊したいと思っております。平成10年当時、編集特別委員会委員として編集に加わっていたのが、今野議員、片山議員、太齋議員でした。今も議員として活躍しておられますので、その方々の経験を生かしていただきながら、20年間の追録誌を発行したいと考えております。余り忙しくならないように、28年度当初から編集をスタートし、29年10月ころ、ちょうど私たちの任期が切れるころに発刊できればいいのではないかと考えているところであります。

それから、安全保障関連法案などと今非常に国民の関心を持っていることが国会で進められておりますけれども、大変難しい問題でありまして、私たち町の議員としても賛否両論の識者を招いて勉強するような機会があってもいいのではないかと思いますので、そういう予算獲得をして勉強していけたらいいのかなど、そんなふうにも思っているところでございます。

ほかにもいろいろございますが、どうか議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたしまして、意思表示といたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

終わります。

○副議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。

10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 私は意思表示するものではございませんが、今お二人の議長立候補の意思表示がなされました。ここでちょっとお伺いしたいと思います。

お二人のうちお一方が、要職に今お勤めになっていただいております。そういうことで、今回議長に意思表示をするということでございますので、先ほど事務局から辞職並びに資格というようなことで配付されました、正副議長の辞職。こういうことで、監査役が今度意思表示なさいましたのですけれども、この場合の、地方自治法にどう載っているのかというようなことはあるわけでしょうか、ないんでしょうか。まずそこから。

○副議長（阿部幸夫君） 局長。

○議会事務局長（佐藤 進君） まず、色川議員のご質問ということで、自治法上ということでございますけれども、座長と言わせていただきますけれども、先ほど副議長から申し上げたように、地方自治法第118条の規定はまず準用しない、立候補の意思が、そちらは選挙にはかかわらないということでございます。それで、そちらに基づきまして、地方議会実務提要ということございまして、そちらの中に一例がございます。読ませていただきます。

議会選出監査委員である議員の議長への当選と監査委員の辞職関係ということでございます。問い、議員選出の監査委員であるA議員が議長に当選した場合、監査委員を辞職しなければならないかと。決定ということで答えがでございます。自治法上は、両者の兼職が禁止されていないので、同一議員が兼ねることも可能である。しかし、議長と監査委員はそれぞれ重要な職であり、その職責も重いことから、議長就任を承諾するのであれば監査委員を辞職するのが妥当であるということで、こちらの実務提要のほうにこちらのようなことが記載されているということでございますので、あくまでも議会選出監査委員である議員が議長に当選した場合、あくまで当選した場合の話で記載があるということでございます。

以上でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 当選してから辞職をするというのが本来なのかなと。しかし、自治法ではそういうふうにはうたっておりますが、私は、この議会から選出される、それで自分が意思表示をするということになれば、その意思表示を持って皆さんの前でおっしゃることになれば、法律的には問題にならないということになりますけれども、自分の態度をちゃんと表明しながら、今の要職を務めている、その辞職ということがあって、そして意思表示をするということが私はあってしかるべきではないかなと。今まで松島町においてこのような事例があったのかどうか、それから他の市町村においてどのような判断をされているのか、その辺おわかりでしたらお聞かせください。（「多分私に聞いているんだと思いますから」の声あり）

○副議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 当然辞職をしようという気持ちでありました。ただ、事前に無理して辞職を出すことはないよと、議会会議規則か先例集にあったんですが、要職を兼ねないということに当然なっておりますので兼ねるつもりは全くございません。辞職願も書いておりました。前に出そうかと思ったんですが、そうすると広域の議員をやっている方でも出すようになるんですかというような形になったんです。そういう規則がないので、後からでもいいのではありませんかと言われましたので後から出すつもりで、きょう終わったら出すかなと、きょうの日付で持っております。ご理解いただきたいと思っております。

○副議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今、菅野議員がそのような決意であるということ。道義的な問題も非常に多くなってくると思うんです。私はそれを心配しているんです。町民の皆さんが、傍聴

者の皆さんも聞いていて、そういうことも辞さないで立候補する、そういう潔さ、法律上問題ないんですよ。でもその辺の、私が思うのは道義的な部分がちょっと、なるのかなと、そういう思いの中で今発言しておりますので、その辺、今ご用意なさっているということなので、その辺は。あと結論がどうなるかわかりませんが、皆さんのお考えもあればどうぞこれで発言していただければと思います。

何も問題なければいいんですよ、私はそう思っていますので。だから、お尋ねしているわけです。

○副議長（阿部幸夫君） この件について何かございますか。

8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 法律上問題がないので、それは、法律を超えて私たちの議会というものはあるわけではないので、法律の範囲内の行為であれば私は構わないとは思いますが。ただ、道義的にどうなんだという話もありました。そこについては、我が議会では慣例としてそれぞれ議員の役職をできるだけ兼ねないようにするんだよと、こういうことを内々に皆さんで理解し合って進めているわけですので、そういう中でこの問題は解決をしていくんだと思うわけです。法律を超えていろんなことを言っていますと、さきの町長選挙だってどうだったんだということになりますので、我々のモラル、そういう中において進められていくということが一番いいのではないかと私は思います。

○副議長（阿部幸夫君） そういう形で、色川晴夫議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ないようでございますので、以上で議長選挙の立候補の意思表示及び候補者の推挙を終わらせていただきます。

続きまして、会議を再開する前に投票用紙の記載について注意事項を申し上げます。

白票については無効票となります。また、議長選挙においては公職選挙法の票の案分規定については準用されておりません。同姓または同名の議員がおられますので、姓または名前のみ記載であると個人を特定できないことから無効票となりますので、投票用紙の記載に当たってはフルネームでご記入方よろしくをお願いします。

皆さんよろしいですね。（「はい」の声あり）

それでは、議長選挙を行います。

午前10時42分 再開

○副議長（阿部幸夫君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

日程第3 議長の選挙

○副議長（阿部幸夫君） 日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。議長選挙は投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

投票の準備をさせますので、しばらくお待ちください。

〔投票準備〕

○副議長（阿部幸夫君） 準備ができましたので、これより投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（阿部幸夫君） ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条の規定により、立会人に4番片山正弘議員、5番後藤良郎議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（阿部幸夫君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台で記入の上、投票をお願いします。局長。

〔点呼、投票〕

○副議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

4番片山正弘議員、5番後藤良郎議員、開票立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

選挙の結果を事務局長より報告させます。局長。

○議会事務局長（佐藤 進君） それでは、報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

片山正弘議員 6票

菅野良雄議員 6票

小幡公雄議員 1票

以上でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 選挙の結果は報告のとおりでございます。

なお、この選挙の法定得票数は4票であります。片山議員と菅野議員の得票数はいずれもこれを超えております。

両者の得票数は同数でございます。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじにて当選人を決定することになっております。

片山議員、菅野議員が議場におられますので、くじを引いていただきたいと思っております。くじは2回引きます。1回目はくじの順序を決めるためのものです。議席順にくじを引いていただき、2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじはくじ棒で行います。

まず、くじを引く順番を決めるくじを行います。

片山議員、菅野議員、くじを引いてください。

〔くじ引き〕

○副議長（阿部幸夫君） くじを引く順番が決定しましたので報告します。

まず、初めに片山議員、次に菅野議員。以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。くじ棒は1番と2番を使用しま

す。1番のくじ棒を引いた方を当選人といたします。

片山議員、菅野議員、よろしいですね。

それでは、当選人を決定するくじを行います。

〔くじ引き〕

○副議長（阿部幸夫君） くじの結果を報告いたします。

くじの結果、片山正弘議員が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（阿部幸夫君） ただいま議長に当選されました片山正弘議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

議長に当選されました片山正弘議員より、議長当選承諾のご挨拶を自席にてお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 片山でございます。このたび皆様のご推挙によりまして議長に選任されましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。

私は、前任者の議長、そして歴代議長等の中で私としての責務が本当に重いものと感じておる次第でございますが、前任者同様、私全力投球で邁進してまいりたいと、そのように思っておりますので、多くの皆さん、そして全員の議員の皆さんとともにこれからの議会運営に携わっていききたいと、そのように思いますので、どうかよろしくお願いいたします。終わります。

○副議長（阿部幸夫君） これで議長の選挙は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

片山正弘議長と交代をいたします。

○議長（片山正弘君） では、ここで議事運営上、暫時休憩といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

では、若干休憩をいたします。11時20分まで休憩したいと思いますのでよろしく願いいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（片山正弘君） 議会を再開いたします。

日程第4 議席の一部変更

○議長（片山正弘君） 日程第4、議席の一部変更について行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議長は必要があると認めるときは議席を変更することができることになっております。よって、私、4番片山正弘は議席を14番に変更し、4番の議席を空席にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

ここで、議席の移動いたしますので、暫時休憩といたします。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（片山正弘君） 会議を再開いたします。

日程第5 議長の常任委員の辞任

○議長（片山正弘君） 日程第5、議長の常任委員の辞任について、議長の一身上に関することであり除斥に該当するので、副議長と交代をさせていただきます。

○副議長（阿部幸夫君） それでは、議長にかわりまして議事を進行させていただきます。

日程第5、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議長は公平無私の立場にあり、議会運営上、中立性を保持するという理由において常任委員を辞退したいとの申し出があります。本件については、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の除斥を解きます。

議長と交代いたします。

○議長（片山正弘君） お諮りいたします。私が議長に当選したことから、議長の議会運営委員の辞任を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。したがって、議長の議会運営委員の辞任は日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議長の議会運営委員の辞任

○議長（片山正弘君） 追加日程第1、議長の議会運営委員の辞任については、議長の一身上の都合に関する事で除斥の該当となりますので、副議長と交代させていただきます。副議長、よろしく申し上げます。

○副議長（阿部幸夫君） それでは、議長にかわりまして議事を進行させていただきます。

追加日程第1、議長の議会運営委員の辞任について議題といたします。

お諮りいたします。議長は公平無私の立場にあり、議会運営上、中立性を保持するという理由において、議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。本件について、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、議長の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の除斥を解きます。

議長と交代いたします。

○議長（片山正弘君） 私の議会運営委員の辞任が許可されましたことから、議会運営委員が1名欠けました。

お諮りいたします。議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第2とし議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 議会運営委員の選任

○議長（片山正弘君） 追加日程第2、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長が会議

に諮って指名することになっておりますが、第2常任委員会から委員の欠員が生じたため、第2常任委員会から選任をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

それでは、第2常任委員会を開催して議会運営委員の選任をお願いしたいと思います。

暫時休憩といたします。

午前11時28分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

ただいま議会運営委員の選任の結果、局長より報告させていただきます。局長。

○議会事務局長（佐藤 進君） 報告いたします。

議会運営委員会、12番高橋利典議員です。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） ただいま第2常任委員会のほうから高橋利典議員が議会運営委員に選任されました。

ここで暫時休憩に入ります。

議会運営委員会を開催していただきまして、副委員長の選任方をよろしく申し上げます。

暫時休憩といたします。

午前11時32分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

ただいま議会運営委員会の副委員長が選任されましたので、局長より報告させていただきます。局長。

○議会事務局長（佐藤 進君） それでは、報告いたします。

議会運営委員会副委員長に高橋利典議員です。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） ただいま報告のとおり、議会運営委員会副委員長に高橋利典委員が選任されました。

日程第6 議長の東日本大震災復興対策特別委員の辞任

日程第7 議長の議会活性化調査特別委員の辞任

日程第8 議長の東北放射光施設誘致調査特別委員の辞任

○議長（片山正弘君） 次に、日程第6、議長の東日本大震災復興対策特別委員の辞任について、日程第7、議長の議会活性化調査特別委員の辞任について、日程第8、議長の東北放射光施設誘致調査特別委員の辞任について、議長の一身上に関するものであり除斥の該当となりますので、副議長と交代させていただきます。よろしく。

○副議長（阿部幸夫君） それでは、議長にかわりまして議事を進行させていただきます。

日程第6、議長の東日本大震災復興対策特別委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議長は公平無私の立場にあり、議会運営上、中立性を保持するという理由において東日本大震災復興対策特別委員を辞任したいとの申し出があります。本件については、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、議長の東日本大震災復興対策特別委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

日程第7、議長の議会活性化調査特別委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議長は公平無私の立場にあり、議会運営上、中立性を保持するという理由において議会活性化調査特別委員を辞任したいとの申し出があります。本件については、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、議長の議会活性化調査特別委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

日程第8、議長の東北放射光施設誘致調査特別委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議長は公平無私の立場にあり、議会運営上、中立性を保持するという理由において東北放射光施設誘致調査特別委員を辞任したいとの申し出があります。本件については、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、議長の東北放射光施設誘致調査特別委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

議長の除斥を解きます。

議長と交代をいたします。

- 議長（片山正弘君） お諮りいたします。日程等についてですが、これからの議事運営上、日程第9、議案第84号からにつきましては、ここで昼食休憩に入り午後1時から再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

昼食休憩に入ります。

では、1時からよろしく願いいたします。

午前11時40分 休 憩

午後 1時00分 再 開

- 議長（片山正弘君） 会議を再開いたします。

日程第9に入る前に、けさほど説明いたしました9月11日の災害に係る経過について、9番議員より指摘があったことについて執行部から一部修正等をしたいとの旨の申し出がありましたので、この件について皆様に配付しております資料について説明をさせていただきたいと思っております。町長。

- 町長（櫻井公一君） それでは、担当の赤間危機管理監から説明させます。

- 議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

- 危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 先ほど大雨災害に係ります経過報告の中で記載の誤りと報告の漏れがありましたので訂正し、資料の差しかえをお願いいたします。

それでは、差しかえしました資料の方をごらんになっていただきたいと思います。

訂正箇所といたしましては、右側、2番目です。被害概要の中で農地以外がございます。こちらの浸水約100ヘクタールの右のほうに括弧書きで、先ほどは幡谷字川頭地内という表記がございましたが、実際には竹谷の川頭、品井沼東、品井沼西、西品井沼ということで、こちらの地内のほうがおよそ100ヘクタールの浸水をしておりますということでございます。

下段の冠水約3ヘクタールでございますが、こちらのほうも詳細に小字に直しますと、幡谷の吉崎、蝦穴、新田、前沢、あと竹谷の箕輪沢地内となっております。こちらのほうの訂正ということで差しかえをさせていただきます。

あと、もう1つ、報告のほうでちょっと漏れがありましたので、最後のページの3ページの

ほうをごらんになっていただきたいと思います。

下から2番目の平成27年9月11日7時、こちらのほうで災害救助法の適用ということで県のほうからの通知がありまして、本町、松島におきましても災害救助法が適用になりまして、こちらのほうがメールのほうで受領しております。本日、福祉課のほうでこの説明会のほうに出席されてるということで報告を受けております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） ただいま説明がありました。この件について何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしとの声ですので、これで説明を終わらせていただきます。

日程第9 議案第84号 工事請負契約の締結について

○議長（片山正弘君） 次に、日程第9、議案第84号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第84号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する三浦地区避難施設建設工事に関するものであり、去る8月27日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、三浦地区内の造成地に災害時に避難者を受け入れるため避難施設の建設を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

なお、詳細につきましては危機管理監から説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監、説明をお願いします。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、議案第84号、三浦地区避難施設建設工事の説明をさせていただきます。

工事請負の契約につきましては、三浦地区に災害時におきまして避難者を受け入れるための避難所の建設を行うものでございます。

資料の1ページをお開き願いたいと思います。

建設場所につきましては、町道三浦線を左坂方面へ向かって三浦支館の手前、右側に造成しました土地に建設を予定しております。

建設の概要につきましては、鉄骨平屋建て、延べ床面積146平米の施設となっております。避難者約65名の収容が可能となっております建物でございます。

資料の2ページをお開き願いたいと思います。

間取りにつきましては、8畳の会議室、30畳の集会室となっております。平時におきましては地区住民の方の集会、会議等に使用していただく予定となっております。

次ページをごらんになっていただきたいと思います。

入札結果につきましては、条件付一般競争入札といたしまして4社からの申し込みがあり、入札の結果、塩竈市の東北重機工事株式会社が落札しております。以上でございます。

○議長（片山正弘君）　ただいま説明が終わりました。

次に、質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君）　85もちょっと関連するんですけども、その辺の質問はいつしたらいいでしょうか。85終わってからですか。いや、関連あるんですよ。（「85終わってから」の声あり）85終わってから。ということは、入札金額の、この延べ面積、建築面積、これ見てみますとほとんど変わらないんです。それで、768万円ほど違うんです。業者さん違うから、入札の結果だから、これはしょうがない、こう思うんですけども、ほとんど面積同じ、それから仕様書、これも見てほとんど同じなんです。そういうことからして、落札率が80%、あと92%ですか。このように、何とも言えないですけども入札ですから。こういうことはどのようなことかなど。同じように材料も皆同じでこのぐらいの金額違うということになって、この辺はどのような感じでございますでしょうか。入札だからしょうがないと言われればそれまでなんですけれども。

○議長（片山正弘君）　総務課長。

○総務課長（熊谷清一君）　結果として、結論的には入札の落札率であります。設計金額、今回別紙のほうで予定価格というふうに明記させていただいてますが、これは予定価格と設計価格イコールでございますので、見方変えていただくと設計額ということで、この84号と85号、建物ほぼ同じである。外構がちょっと、外回りがちょっと手が加え方違うのでほんのわずかに設計額違うだけですけどもほぼ同じ。ということで、あくまでも落札率で違うんです、原則。ただ、例えば84号で見ていただきますと4社による100%以下の競争、みんなで競争してというところがあります。85にいきますと、逆に言うところは3社でなんですけれども、

途中で、入札時で1社辞退してきました。ということで2社。この辺の競争性のことかなと。言われるとおり、材料その他ほぼ同じですので同じ仕様になってます。この辺は競争性の話かなというふうに思います。

あと、もう1つ、これはちょっと確認とれない事項でありますけれども、業者によってはその鋼材、資材、建築材の何ていうか仕入れ、そういうことも、今回その確認はしてませんが、そういうこともあるかもしれません。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 業者さんの入札の4社と2社ということもあります。でも、同じようなものでこの大和さんと内藤さんの本当に、見ると全く85が非常に高く入札してるんですね、こういうのを見ると。同じように何でこのぐらいの、84は2番目の業者さんが80.6、そうしたら今度の85が2番目の人が98%と。これはちょっと不自然ではないかなと。このようなこと思ったんでちょっと質問させてもらったんですけれども、ちょっとね。では、町長。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 私見的なことになるかもしれませんが、三浦と名籠では地理的条件が全然違くと。名籠は道路工事等もやってまして工事する箇所に行くのに道路拡幅とかいろんなことやってますので利便性が、通常の入りが大変だと。三浦はそういうことがなくて、前に大分町道の空き地もあって工事がしやすいという面があって、そういった面で同じやるなら少々安くてもこっちのほうが工事がスムーズに行くという利点があるのではないかなという気がいたします。以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。色川議員。

○10番（色川晴夫君） 地元町長がそのように、一番詳しい方がおっしゃられるんで、本当にちょっとこれ数字見ただけで不自然だなと、こういうことがありましたので一言言わせてもらいましたんですけれども、今後とも十分気をつけていただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしとの声でございますので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしとの声でございますので、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第84号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第84号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第85号 工事請負契約の締結について

- 議長（片山正弘君） 日程第10、議案第85号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（櫻井公一君） 議案第85号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する名籠地区避難施設建設工事に関するものであり、去る8月27日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、名籠地区内の造成地に災害時に避難者を受け入れるため避難施設の建設を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

なお、詳細につきましては危機管理監から説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（片山正弘君） 赤間危機管理監、説明。

- 危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 議案第85号、名籠地区避難施設建設工事の工事請負契約の締結につきましては、名籠地区に災害時におきまして避難者を受け入れるための避難所の建設を行うものでございます。

資料の1ページをお開き願いたいと思います。

建設場所につきましては、名籠支館の手前に造成いたしました土地に建設を予定しております。

建設の概要につきましては、鉄骨平屋建て、延べ床面積144平米の施設となっております。避難者65名の収容が可能となっております。

資料の2ページをお開き願いたいと思います。

間取りにつきましては、46畳の集会室と調理室、倉庫とトイレを有しております。平時におきましては、地区住民の方の会議や集会などに使用していただく予定となっております。

次ページをお開き願いたいと思います。

入札結果につきましては、条件付一般競争入札とし、3社からの申し込みがありました。入札の結果、塩竈市の鈴木工務店が落札しております。また、現場代理人を配置できないという理由から1社が辞退されております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） ただいま提案の理由と資料の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございますか。2番赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私のほうからも84号の時点で質問を差し上げようかどうしようか迷ってたんですが、84と85を見た場合に、前に色川議員さんがお話ししたようなことと絡む話かもしれませんが、まずお伺いしたい点は、入札の執行に当たっていわゆる応札された業者さんが辞退者除いて2社でこの85号についてはなされてるわけですが、それが応札で落札者決定の段階で予定価格等の公表をなされるということだろうと思うんです。そうすると、84号も同じように予定価格の公表もその時点で、終わった時点でなされているんだろうと思いますが、その辺の相違点とかありますか。その辺ちょっと確認します、まずもって。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 多分お聞きになっていることは、84、85でいったとき、84やって落札者が例えばAさんに決まった。そのときに、落札者が決まりました。幾ら、8,500万、何千万で終わった。その段階で予定価格を公表する。だから、85にいったら同じ規模なものであれば予定価格わかっているんじゃないかということの質問かというふうに受けとめたんですけどもよろしいでしょうか。（「結構です」の声あり）

今の松島町の執行としては、当時、これは同日の入札執行になります。予定価格は事後公表でありまして、全部入札が執行終わってから。（「全件」の声あり）全件終わってから公表するという形であります。ですから、この日だとちょっと何件あったかはあれですけども、全部終わって事務手続が終わって、入札全部整理して事後公表に入るという形でありますので、次の方がいても極端に言えばわからないという形であります。

○議長（片山正弘君） 2番赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 同一日に何件工事案件として予定をし入札に付すかはあれでしょうけれども、それら一切終わって、その公表されたものは何かインターネットか何かで配信するんで

すか。その業者さん皆退席願いますよね、一回一回。

○議長（片山正弘君） 総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 全部終わった後に、これでいきますと水道事業所のほうで全部一覧で、あそこですと現場のほう、水道事業所の事務所のほうにずっと予定価格幾ら幾ら、落札者が全部幾ら幾らと全部公表になります。ですので、事務手続上、全部入札が終わって職員が戻ってから全部公表に入るという形になります。

○議長（片山正弘君） 2番赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） いわゆるそれぞれの工事担当課あるいは入札執行担当課においてペーパーでもって張り出し公表に付すという形、流れになってますね。

ちょっと私が最初にこの84、85を見させてもらって疑問を持つてるのは、疑問というか、もう少し効率よくできないものかと思ってることに、まず設計コンサル、要するにこういった建築物は皆前段で工事として発注する前に設計コンサルに委託するんじゃないかなと思ってるんですけども、そういう場合に、同一仕様内容と同一仕様規模と建築面積あるいは容積全部含めて、あるいは敷地も絡めば敷地も相当示してコンサルに発注し、先ほど色川議員さんがおっしゃったように同一仕様内容で同一の設計仕様内容だったらほとんど、先ほど答弁された中で差は出ないんだろうなと。応札する方が、応札される業者さんがたまたまいわゆる直工での工事費積算に当たって直工プラス現場経費、諸経費として準備工から現場管理費、一般管理費というのを積み上げてトータル額の工事額を発生させるんでしょうから、そういった点では余り差はないんだろうなと思うんですけども、その辺の捉え方として町が今後ともこういった施設物を発注していく場合には、たまたまこれ時間も同じ時間帯で入札執行に付してますからですけども、こういったものを将来の維持管理等も含めて見た場合に同一仕様内容で標準タイプ1、2とかそんな感じで見ていくわけにはいかないもんなんでしょうか。若干ずつ変えますよね、あえて。コンサルタントに、いわゆる設計のコンサルタントに委託する際にそういったことのお考え方というのは織り込んで発注されているのではないんでしょうか。その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） まず、これは復旧の建物です。そして、コンサルに、その当時は、これちょっと確認とれないですけども、この三浦と名籠が同一コンサルだったか、そこはちょっと私あれですけども、そのときは大体1つでなくある程度分類して皆さんに受注していただかないとちょっと追いつかないというところがありました。ただし、このときに復

興庁とのやりとりで、建物の大きさを基本的に決める。それから、資材置き場、集会の場というのは大体決まっています。ですから、これをどういうコンサルが見ても基本的で同じような、トイレが右、左動く程度で大体動く。そうすると、同じ鉄骨構造の平屋でいけばそれほど変わらない資材。あと、問題は多分材料的なものは、コンサル多分見積もりとっていきますので、そのとき見積もりをとるところがちょっと違いがあるかもしれません。ただし、設計というか当初しますが、最終的な積算は町の職員が全部していますので、そういう仕様が違うようなときは、同じ地域で同じような建物であればなるべくそこは仕様は合わせるようにして、逆にうちの職員が対応しているということがあって、総体的な額にそれほど変更起きない。あと、外構、外回りぐらいだよという内容であります。

今後それを2つを1つにしたりそういう考え方はあるかもしれませんが、それはその都度ちょっと状況とか受注者の状況とか見て、あと工期的なものを見て対応していきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 2番赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） そうしますと、災害時における原状回復が基本線で復旧というのはなされるということでしょうけれども、いざ復興交付金を使って若干のグレードアップ、そして平時における使い方も加味して地域の住民の皆さんと話し合う場なんかもとれば、時間的余力も含めてあれば若干の仕様対応に違いが発生するだろうこともあるとは思いますが、やはりこれは災害時における緊急対応をメインに据えてるがゆえに原状回復とプラス若干のグレードアップであって、地域住民の皆さんとの話し合いの結果としてこういった規模ですとか設計内容でもって、レイアウトでもって描かれてるんじゃないということの理解していいんですか、ひとまずは。収容人数の絡みだけではじいてきてるものなんですか。その辺ちょっと聞きたいんですけども。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 内容的には、まず1つには復興事業なんで復興のルールには基づきます。これが1つの条件。それから、あと地域性がありますので、これも多少許される範囲内でいきます。ただし、この手樽みたく同じ地域にこっちとこっちにつくるときに仕様、グレードを考えるのは、これは余り考えないと。あと、そのほか地域性によっては多少グレード上げたり、逆におろしたりいろんなことはそこで出ます。ただ、これはあくまでも復興庁とのやりとりに係ってきますので、その説明の裏があってそういう対応をしていくと。ただ、ほとんどはグレード上げてる方向にいつているんじゃないかというふうにご理解いただきたい。（「以上です」の声あり）

○議長（片山正弘君） いいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があります。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声がございます。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第85号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第85号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第86号 工事請負契約の締結について

○議長（片山正弘君） 日程第11、議案第86号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第86号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する三十刈地区避難施設建設工事及び備蓄倉庫建設工事に関するものであり、去る8月27日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、三十刈地区内の造成地に災害時に避難者を受け入れるための避難施設の建設と備蓄品並びに資機材などを保管する備蓄倉庫の建設を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

なお、詳細につきましては危機管理監から説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 議案第86号、三十刈地区避難施設他建設工事の工

事請負契約の締結につきましては、三十刈地区に災害時におきまして避難者を受け入れるための避難所と備蓄品や資機材などを保管する備蓄倉庫の建設を行うものでございます。

資料の1ページをお開き願います。

建設場所につきましては、現在の三十刈駐車場の西側に造成しました土地に建設を予定しております。

建物の概要につきましては、避難所が鉄骨平屋建て、延べ床面積306平米の施設となっております。避難者130人の収容を可能としております。

備蓄倉庫につきましては、鉄骨平屋建て、延べ床面積525平米の倉庫となり、4,800人の約3日分を備蓄できる容量となっております。

資料の2ページをお開き願いたいと思います。

避難所の間取りにつきましては、94畳の集会室、19畳の畳敷きの会議室、倉庫に給湯室、室内外から出入りの可能なトイレが整備されております。

資料の3ページをお開き願いたいと思います。

備蓄倉庫の間取りにつきましては、備蓄品を整理する棚を整備し、トラックをつけて荷おろしがスムーズにできる高さとなっております。

次ページの入札結果をごらんになっていただきたいと思います。

条件付一般競争入札とし、3社からの申し込みがありました。入札の結果、仙台市の深松組が落札しております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 提案の理由と資料の説明等が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今回の三十刈、2つ、2棟、避難施設と備蓄倉庫、合わせて1億4,688万円だということを一括してのこれ入札かなと思うんで、避難場所と、避難施設と備蓄倉庫、それぞれどのぐらいの入札価格かなということは当然わからない。一括なんでわかるんですか。わからない。わからないと思うけれども。わかりますか。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 落札率が掛かってますので、ちょっとこれ答えが、はっきりした数字は出せませんが、おのおの、今三十刈のまず避難施設で見ると、今もらった資料ですみません。大体7,600万。答え足して合うかどうかちょっと後ほどなんですけれども、備蓄倉庫7,000万。そして、先ほどの資料の一番後ろ、入札の結果表で設計が1億7,000万、なってるかな。なってないかな。合ってますか。というところで、これに大体今の工事の比率、建物

と2つ、設計では出ましたので、大体これを請負率と大体同じに掛ければ、案分率掛けていけば大体どのぐらいになってるかというのはおわかりになるかなと。ちょっと私も計算してませんので。そういうふうに見ていただければと思います。

○議長（片山正弘君） 10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 何でこれ聞いたかという、88号、これも深松なんです。これも深松さんなんです。これは運動公園の備蓄倉庫なんです。これは6,500万なんです。これ平米数で割っていくと、単純に。だから、どのぐらいの割合で。そうしたら、この深松さんのほうの運動公園のほう、1平米当たり16万4,000円、1坪49万円の、88号ですよ。これの金額なんです。私、こっちのほう、今問題になってる86号、これ計算すると、それでもって落札率も一緒なんです、79。すばらしい。もう本当に努力してる、数字的に見れば。ということで、それを見ていくと8,000万と六千何百万と。こう単純になるわけで、どのぐらい見てたのかなということでもまずそれをお聞きしたかったんです。7,000万、7,000万と言われるんで、それはそれでいいでしょう。でも、そんな感じだと思うんですけどもどうなんですか。7,000万、私計算すると、避難施設が6,242万、それから備蓄倉庫が8,446万、そのぐらいの見当かなと思って書いてたんですけども。それで、どのぐらい見てたのかなと。そういうことでお聞きしたかったんです。それはそれでいいです。

次は、この94畳です。94畳というのは広さ。集会施設、皆さん、平面図見てください。94畳になります。それから、会議室が19畳ですか、8畳ですか。そのようになっております。1フロアで94ということは、これに大体何人ぐらい収容になるわけでしょうか、ここだけで。1畳に対して2人、3人計算になるわけですか。どうなってますか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 先ほどご説明しましたとおり、避難者130名を想定しております。（「ごめんなさい。130名」の声あり）

○議長（片山正弘君） 10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 130名の収容だということで、じゃあこの1フロア、94畳ですね。非常に広いんです、94畳というのは。そういうことで、万々が一、寒さ、そういうことで非常に寒いとき、それから物すごく暑いとき、密集しますね。130名以上避難の人が行くと思うんです、かなりの人が。そういう場合、磯崎の今度の白萩の立派なあの避難施設は暖冷房、空調ちゃんと備わってるよということをお聞きしましたんですけども、今回こっちの三十刈のほうのそういう空調関係、その辺の対策はどうなってますでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 今建築されてる避難所に関しましては、基本的なエネルギーが電気です。エアコン等々は十分整備しております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） エアコン完備してるというようなことでもあります。ということは、これからつくられる、今84、85も全部この空調は皆そろってるということで理解していいですか。はい、ではわかりました。

それでは、この94畳、1フロアということになりますと非常に広く、私、効率も悪いんでないかなと思うんです。そういうことで、間仕切り、そういうことも必要ではないのかなと思うんです。やはり何かの会議とか何かで2つ、3つ重なったと。そういうようなことがあると思うんです、あそこの施設を。そうすると、1つは19畳、もう1つは94畳、これでもってどんとやれということになりますと、仮に空調を使うにしても非常に不効率だと。そういうことが考えられると思うんで、その辺の間仕切り、94畳の部分の間仕切りというのはどのようにお考えになってますか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） この平面図のとおり一応1フロアということで計画しておりますけれども、実際間仕切りのほうをするというようなことが想定されればパーティション等で備品等の扱いでそのようなものを購入して間仕切りを設定しようかなと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） いや、しようかなじゃなくてはっきりしていただくといいのね。ただ、今ここで無理だということもあるかもしれないんですけども、やはりそれは磯崎の白萩は間仕切りあると聞きました。そういうことで、もっと広いんです、ここは、三十刈は。そういうことで、ここはぜひそのような間仕切りを。いろんな方が今度避難する場合いらっしゃると思うんです。風邪引いた人もその中にもいるかもしれない。いろんな形。そういうことで、やはりその辺の部分の間仕切りというのは私は必要ではないかなと、そういうことなんで、もう1回、よろしくをお願いします。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） まず1つに、建物の1つの、これは補助事業でやっています。ですので、避難民130人をこの94と、あと畳というかそちらもあります。大体言われたとおりで1

人頭2平米とかそういう感じ、2畳というか、そういう感じになっていくわけですが、まず1つに建物の大きさ決めるときは1つの復興事業のルールに基づいてやっていますということです。

それから、今言われた実際今度使う場合、避難もあるけれども地域の方が使うということは、これはちょっとどちらかというに分けて考える。どうしても補助事業でやる時は分けて考えなければいけないというふうにはなります。

ですから、今言われた、すっかり上からぱっと切れるというのはちょっと最初の補助、国とのやりとりの中でそれは入ってないので、まずそれは今後の対応になるのかなと。ただ、避難民を受け入れるときの今度は乳幼児、あと年寄りの方等々のときというのはまたその間仕切りとは別に、和室もあるし、あと別な対応を逆にこのフロアですていくと。洋間というか畳の部屋もありますので、それはそれとしてまた別対応で受け入れ体制はしていかなければならないと。仕切っていかなければならないという話です。ですけれども、すっかりパーテーションできちっと仕切るということではなく、災害時はそういう部分的に広げたり狭めたりしていきますので、そういう対応できるようなもので考えていかなければならないということになります、災害時の場合は。和室みたくぼんと、そういうときに最初入れられますけれども、だんだん建物として人数によって膨らみが出てきますので、それに対応できる面では94畳、でかいほうで対応していかなければならないというふうに思っています。

ですから、とりあえずという言い方、復興事業ですので、今回は1つのルールでオープンスペースで対応していきます。今後の利用の体系を見ながらその辺はちょっと考えていきたいというふうには思います。

○議長（片山正弘君） 10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） いや、それは今言われてますけれども、94畳を1フロアで、これ使うといたら大変なことなんですよ、本当に。旅館の宴会場、あそこでやってるようなものですから、94畳というのは。そういうことになりますと、今々は無理だかもしれないけれども、やはり間仕切りというのは必要というようなことも十分考えていただきながら今後検討していただきたいと思います。恐らく地元の人もそういう声出てくると思うんです。そういうふうにと騒がれないうちに検討しておりますとか、そういうことでお願いしたいと思います。終わります。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声がありますので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声がありますので、討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数であります。よって、議案第86号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第87号 工事請負契約の締結について

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第87号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第87号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する松島地区防災まちづくり拠点施設建設工事に関するものであり、去る8月27日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、陽徳院前の造成地に災害時の避難者を受け入れ、資機材などを保管する倉庫を有した災害時の拠点施設の建設を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

なお、詳細につきましては危機管理監から説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、議案第87号、松島地区防災まちづくり拠点施設建設工事の工事請負契約の締結につきましては、陽徳院前の造成地に避難者を受け入れ資機材などを保管する倉庫を有した災害時の拠点施設の建設を行うものでございます。

資料の1ページをお開き願いたいと思います。

建設場所につきましては、陽徳院東側に造成しました土地に建設を予定しております。

建物の概要につきましては、鉄骨2階建て、延べ床面積536平米の施設となっております。避難者130名の収容が可能となっております。

資料の2ページをお開き願いたいと思います。

間取りにつきましては、1階には資機材等を収納する機材庫と18畳の会議室、トイレ、倉庫を有しております。2階につきましては、上履きに履きかえていただきまして一部畳敷きの集会室及び男女のトイレと調理室を有しております。集会室におきましては、中央部分をカーテンモールで仕切ることができます。

次ページの入札結果につきましては、条件付一般競争入札としまして4社からの申し込みがありました。入札の結果、塩竈市の東北重機工事株式会社が落札しております。以上で「ございます。

○議長（片山正弘君） ただいま提案理由と資料の説明等が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論参加なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第87号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第87号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第88号 工事請負契約の締結について

○議長（片山正弘君） 日程第13、議案第88号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第88号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する松島運動公園備蓄倉庫建設工事に関するものであり、去る8月22日に入札に付し、議案のとおり

請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、松島運動公園内の造成地に備蓄品並びに資機材などを保管する備蓄倉庫の建設を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

なお、詳細につきましては危機管理監から説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 議案第88号、松島運動公園備蓄倉庫建設工事の工事請負契約の締結につきましては、松島運動公園内に備蓄品や資機材などを保管する備蓄倉庫の建設を行うものでございます。

資料の1ページをお開き願います。

建設場所につきましては、運動公園東側に造成しました土地に建設を予定しております。

建物の概要につきましては、鉄骨平屋建て、延べ床面積384平米の倉庫となっております。

資料の2ページをお開き願います。

備蓄倉庫の間取りにつきましては、備蓄品を整理する棚を整備し、中央部分は車両が室内まで進入し雨天などの際に荷おろしが室内でできる内容となっております。

次ページの入札結果をごらんになっていただきます。

条件付一般競争入札をし、5社からの申し込みがありました。入札の結果、仙台市の深松組が落札しております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由、資料説明等が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。11番菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 菅野です。

いろいろ備蓄倉庫、あちこちに建設しているんですけども、この間水害のときに避難所に避難させてもらって支援物資というんですか、食糧とか毛布とかなかなか来るの遅かったんだけれども、こんなにつくって一体何をどれだけ備蓄するのかなというのがちょっとわからないのね。建設そのものに反対するものじゃありませんけれども、どういうものを大体備蓄しようとしてこれだけつくってるのかなということをちょっと教えてもらえばと思います。

○議長（片山正弘君） 備蓄内容について、赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 備蓄品の主な内容といたしましては、ビスケット、

フリーズドライの食品等、子供さんがいれば粉ミルク等です。あとは飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ等、トイレトペーパー、ガスコンロ、ボンベ、やかん等です。実際避難する場合の必需品、必要な品物を備蓄する予定でありまして、順次備蓄倉庫建設されていきますが、そこに一度に備蓄品を納入するということはまず不可能でして、順次年を通して、何年か通して備蓄品をここに、各備蓄倉庫に整備いたしまして、もちろん賞味期限等が切れたりする場合もございますので、それを順次地区防災組織の活動の際にご提供したりとかして、その際に賞味期限切れがないようにうまく品物を回していきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 11番菅野議員。

○11番（菅野良雄君） この運動公園の備蓄倉庫で松島町全体でどのぐらいの備蓄倉庫になりますか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 町内の備蓄倉庫の数ですけれども、松島地区では今造成しております石田沢に1カ所、あと三十刈地区に1カ所、あと松島第一小学校に1カ所、あと本郷地区におきましてはもう完成しておりますふれあいセンターの隣にあります備蓄倉庫が1カ所、あと高城磯崎地区におきましては緑松会館の下に1カ所、あと運動公園に1カ所、手樽地区におきましては手樽交流センターに1カ所、あとフットボールセンターに1カ所ということになっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 11番菅野議員。

○11番（菅野良雄君） それは今度の復興交付金で建設する備蓄倉庫という解釈でいいんですか。

○議長（片山正弘君） 危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 復興交付金のほうで建設予定でございます。

（「全部足すと何棟だったんだろうね」の声あり）

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 8棟でございます。（「ほかに交付金でないという備蓄倉庫というのもあるんですか。ありますよね。ありませんか」の声あり）

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 結論から言いますとあります。交付金でなく、例えば旧役場の前のほうにありました、昔でもないですね、つくったもの。それから、備蓄倉庫、あとそのほかに各避難所といたしますか、そういうところに後からプレハブではないけれどもそういった

ものもあります。それから、各避難施設の中に、そこにはないんだけども中に備蓄ができるようなところもある。ということで、基本的に大体は復興事業の中で対応できますが、それ以前につくった旧役場前のところのとか、あと地域、各防災組織でプレハブではないですね、ちょっとああいう物置のものとか、そういう面では何か所かあります。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 結局備蓄倉庫は大分ふえてきたなという感じがしますけれども、さっき説明受けました。いろいろなビケットから毛布からどうのこうのと説明受けましたけれども、つくる以上はその数をどれだけ備蓄しなければならないのかとか、そういうものを含めて、人数に、地区民に合わせてつくっているんだと思うんです。そういう資料というのはあるんですか、つくったもの。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 復興事業とのやりとりの中では、このぐらいの大きさ、このぐらいの物を入れるものということであります。さっき言われたものが100とか200という数字でぱっと出てきます。ただ、これはどっちかといったら津波から、海岸のほうから避難する、例えば1万、1万、2万人ぐらいを想定します。でも、今回の雨みたくなると、今度は反対側です。陸のほうから、川のほうからということも考えなくてはいけないということがありますので、今ある備蓄倉庫、海からばかりでなく陸側からのものも総体的に考えた備蓄倉庫のあり方を考えていかなければいけないというふうに思ってます。

そういうことで、具体的に備蓄倉庫のできる位置が、例えば幹線道路であればどのエリアにこれを搬送するとかそういうところまで今後、逆に海ばかりじゃなく、海で計算をしているんですけれども、そういう別な考え方も踏まえてちょっとこれは検討していかなければいけないのかなというふうに考えます。

○議長（片山正弘君） 11番菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 当然それはバランスよくつくってるんだと思うんです。ただ、だから建設面積や床面積、あるわけでしょう、いろいろ。それをもうバランスよくつくってるんだと思うけれども、実際に避難したときに必要なものがないわけさ。じゃあ、ちょうど学校にありますとかそういう対応されてくるから、つくってどういう地域にどれだけ、被害受けたときにすぐに備蓄を配給するようにできるようにするべきだと思うわけさ。それなのに、一生懸命つくってるんだけど、備蓄してる品物、一体どこに何があるもんだか。そういうものをきちっと把握してるんですかということ。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今ある備蓄されてるものは、どこに幾らあるかというのは、これは全部把握してます。ただ、ちょっと今旧三小、物の移動かけてますけれども、物の全部はこちらで把握しております。そういうことで、今ちょっとお話ありました、例えば備蓄倉庫つくるについては津波とかそういうことの避難のボリュームで決めたんですけれども、実際の数はちょっと違いますので、さっき言いました今回の雨での避難で我々もちょっとある避難所だと何々が足りないというのも我々の耳のほうにも入ってきておりますので、その辺を踏まえてこれから備蓄のあり方、内容をちょっとまた見直しというんですか、一応全体をちょっと見ながら対応していきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 11番菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 理解しようとしておりますけれども、私が前代表監査委員と第三小学校の備蓄倉庫を見たときには、そして質問したときには、当時櫻井管理監だったかな、今と同じようなこと。今把握するように努めております。資料はありますというようなこと言ったんだけど、同じような答弁なんだけれども、さっきも言ったように、ITで、パソコンでそんなものすぐ保管するのにいい時代でしょう。あるんだったら、今すぐ出してみてもらい、資料、どこに何ぼあるか。

○議長（片山正弘君） 資料出せます。出せるのであれば休憩。熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 資料は下のほう、下というか、あと私もあるというふうなお答えをしますので、そういうふうに私も受けてますので、今下のほうで後ほど準備して、その辺ちょっと資料を準備したいと思います。（「休憩」の声あり）

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 資料はあるのね。

○議長（片山正弘君） 資料ありますか。赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 備蓄品の整理をいたしまして、資料は完備しております。（「あるならわかりました。だから、そういうものを生かして、きちっと今後もこの倉庫を建てるのであれば有効に使っていただきたいと。そして、すぐ対応できるように準備していただきたいなということだけ申し上げておきます。わかりました」の声あり）

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第88号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第88号の工事請負契約の締結については、原案のとおり可決いたしました。

ここで2時5分まで休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） では、休憩に入ります。

午後1時55分 休 憩

午後2時05分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第14 議案第89号 工事請負契約の締結について

○議長（片山正弘君） 日程第14、議案第89号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第89号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道銭神大浜線避難道路整備工事に関するものであり、去る8月27日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、町道銭神大浜線工区、施工延長1,013.4メートル、町道名籠線工区、施工延長396.5メートル、合わせて1,409.9メートルの整備を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 中西課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

初めに、資料1枚目の位置図をごらんいただきたいと思います。

今回の工事箇所につきましては、銭神漁港のところから大浜を通り名籠漁港に向かう路線の道路整備でございます。銭神大浜線工区といたしまして施工延長1,013.4メートル、名籠線工区といたしまして施工延長396.5メートルでありまして、全体延長といたしまして1,409.9メートルの工事を行うものでございます。

次に、2枚目のA3の資料をごらんいただきたいと思います。

銭神大浜線工区の工事概要といたしまして、土工、排水工、舗装工、軟弱地盤対策工を行うものであります。

標準横断図をごらんいただきたいと思います。車道幅員といたしまして4メートル、両脇に1メートルの路肩をとっており全幅6メートルでございます。ガードレールのある部分については保護路肩の50センチを付加しております。

平面図をごらんいただきたいと思います。施工区間はNo.0からNo.50プラス13.4メートルの延長が1,013.4メートルでございます。それぞれ3分の1と3分の2、3分の3といたしまして拡大した図面をP3、P4、P5と添付しておりますのでごらんいただきたいと思います。

次に、P6の名籠線工区をごらんいただきたいと思います。

工事概要といたしまして、土工、排水工、擁壁工、舗装工を行うものであります。

標準横断図は銭神大浜線工区と同じとなり、幅員として6メートルでございます。

平面図をごらんいただきたいと思います。施工区間はNo.30からNo.49プラス16.5メートルの延長396.5メートルでございます。

次に、最後のページの入札結果表をごらんいただきたいと思います。

入札方法は、条件付一般競争入札を行ったものであります。2社、入札申し込みがあり、その結果、第1回目の入札において2社とも予定価格に達しましたので最低者である本間道路株式会社東北営業所を請負契約予定者としたものであります。

また、仮契約につきましては9月1日に締結しております。

なお、工期につきましては平成28年3月31日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由並びに資料の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしの声があります。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第89号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第89号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第90号 工事請負契約の締結について

○議長（片山正弘君） 日程第15、議案第90号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第90号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道柿ノ浦線避難道路整備工事に関するものであり、去る8月22日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路改良工、施工延長373.1メートル、幅員6.0メートルで整備を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

初めに、資料1枚目のA3の図面をごらんいただきたいと思います。

今回の工事箇所につきましては、陸前富山駅前から県道奥松島・松島公園線までの延長373.1メートルの道路整備でございます。

工事概要といたしまして、道路土工、のり面工、排水工、擁壁工、舗装工、道路附属物工、撤去工、軟弱地盤処理工を行うものであります。

標準横断面をごらんいただきたいと思います。道路幅員といたしまして4メートル、両脇に1メートルの路肩をとっており、全幅6メートルでございます。

次に、次のページの入札結果表をごらんいただきたいと思います。

入札方法は条件付一般競争入札を行ったものであります。3社、入札申し込みがあり、その結果、第1回目の入札において2社が予定価格に達し、最低者である株式会社堀口組仙台支店を請負契約予定者としたものであります。

また、仮契約につきましては9月1日に締結しております。

なお、工期につきましては平成28年3月31日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由並びに資料の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声がございます。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第90号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第90号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第91号 工事請負契約の締結について

○議長（片山正弘君） 日程第16、議案第91号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第91号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町

道高城・松島線避難道路整備その2工事に関するものであり、去る8月22日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路改良工、施工延長523メートル、幅員6.0メートルで整備を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

初めに、資料1枚目の位置図をごらんいただきたいと思います。

施工箇所につきましては、松島消防署のところからホテル新富亭のところまでとなっております。

次に、資料2枚目のA3の図面をごらんいただきたいと思います。

平面図の左側が松島消防署で右側がホテル新富亭であります。施工延長といたしまして523メートルを施工するものであります。工事概要といたしまして、道路土工、のり面工、舗装工、道路付属物附属物工を行うものであります。

標準断面図をごらんいただきたいと思います。道路幅員といたしまして4メートル、両脇に1メートルの路肩をとっており全幅6メートルでございます。

次に、次ページの入札結果をごらんいただきたいと思います。

この入札は条件付一般競争入札を行ったものでありますが、1回目、2回目と入札を行いました。落札には至りませんでした。松島町では、札入れにつきましては2回までとなっております。しかしながら、地方自治法施行令の規定と町の入札執行要領の規定により、落札者がいない場合、予定価格と最低入札金額との差がおおむね10%以内である場合は最低入札者と協議を行うことができますので、最低入札者である三井住建道路株式会社東北支店から見積書を提出いただいた結果、見積もり金額が8,500万円であり見積もり金額が予定価格に達したことから請負契約予定者としたものであります。

また、仮契約につきましては9月1日に締結しております。

なお、工期につきましては平成28年3月31日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由並びに資料の説明等が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。色川議員。

○10番（色川晴夫君） お尋ねいたします。

今回は、今、課長から言われましたように消防署から翠松亭までですね、このA3判の見ます。それで、まずその地図の一番右、御水主町寄り、一番端っこ、あそこは新富さんの入り口、あの展望台のところ、山ありますよね。そのちょっと下のほうから、大竹さんのところからこの工事は入るのかなと、こう思っておりますが、あの辺の山、新富さんのほうには振られませんので当然山のほうを切るのかなと思いますけれども、それでよろしいんですか。

○議長（片山正弘君） 中西課長。

○建設課長（中西 傳君） そのとおりでございます。向かってといいますか、新富山の展望台のほうの側になっています、実際。あそこを削るという形で広げていくという形でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 文化財、当然許可、それは対象になっているわけですか、そのところは。

○議長（片山正弘君） 中西課長。

○建設課長（中西 傳君） 路線として全て松島、海岸、高城、磯崎、手樽と文化財保護地区ですので、全て許可をもらってやるということで、今回も一応許可いただいておりますので削るという形です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それから、誘導灯と誘導サイン、各10基とこのようになっておりまして、ブルーと緑、ブルーと緑とこうずっとなつて10カ所ありますね。それで、こういうふうにするのと距離はまちまちだとは思いますが、大体何メートル間隔、20メートルとか30メートル間隔の中で置くわけですか。

○議長（片山正弘君） 赤間参事。

○建設課参事（赤間春夫君） 誘導灯と、あと誘導サインなんですけれども、こちら誘導灯のほうは図の2ページのA3の図の真ん中付近の下にありますけれども、電柱の共架タイプとなっております。電柱共架タイプですので、約電柱1本に対してという形で電柱に共架しますので、電柱1本の間隔が30メートルとか40メートルとなっておりますので、まちまちではございますけれども1本置きとか1本ごととかという形で大体50メートルには1カ所ぐらいいは入れたいな

とっております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今説明を受けて、この誘導灯は街路灯と一部兼ねると。全部兼ねるわけじゃありませんよね。ですから、街路灯と誘導灯、街路灯と誘導灯と、仮にそういうふうになるのかなとこう思います。それで、この誘導灯、誘導サイン、このようにびたんとくっついてますね。この誘導サインと誘導灯をどのような配置、ということは日中は明るいからいいんです。ところが、夜、地元の人は何も言わなくてもわかりますけれども、いざ夜、観光客も薄暗いとき来ると、逃げると。そうなりますと、ちょっとわかりにくい部分があるかなと。そういうことで、誰から見てもこの誘導灯、誘導サインがこっちだ、こっちだとわかるようなこの照明、誘導灯の設置が必要ではないかなと思うんです。ということで、この今くっついてますけれども、ブルーと緑、どのような位置づけでこれを設置するんですか。どのような方法。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 誘導サインも下のほうに図面がありますけれども、こちらは誘導自発光タイプの、暗くても見えるようなタイプの塗料を使っております。それを電柱のほうに共架するという形で、ほとんどが共架するという形で考えておりますので、誘導灯と同じように電柱共架タイプの、光るのではなくて自発光タイプ塗料を塗ったものを設置するという形なっております。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということね。こちら、こういうふうに見ると、この資料ですよ。全部ブルーが右、グリーンが、ということは誘導サインが全部左になっているんです、この位置づけは。そうすると、御水主町から上がってくる、避難する人は、誘導灯が前に来て、それで誘導サインがその隣設置、だから向こうから、御水主町から上がってくる人は見えると思うんです。塗料が別に塗られてるからいいんだというかもしれませんけれども。もっとくっきりと見えるためには、このブルーのやつは、御水主町から上がってくる分にはいいと思うんです、これで。ところが、消防署のほう、これ反対じゃないかなと思うんです。そう思いませんか。電気が、誘導灯が前に来て、それでちょっとずれて後ろに誘導サインと、こうなれば皆さんがわかりやすいのではないかなと思うんですけれどもどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課参事。

○建設課参事（赤間春夫君） 誘導灯は道路に対して横向きにつくというか、防犯灯とかも同じですけれども、道路に対して向く電柱から横につくというタイプになっておりまして考えてお

ります。誘導サインは避難する方向に向かってサインつけますので、例えば消防署のほうからですと新富のほうに上がっていく方向にサインをつけるような形になります。ですから、道路向きと、道路に垂直に向く方向と横に向く方向となりますので、当たりづらいというのはあるんですけども、誘導サインのほうは自発光式でしっかり見えるようになっておりますので、その辺あと考えながらつけていきたいと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。色川議員。

○10番（色川晴夫君） 本当に見やすいように、誰が見ても一見してわかるような、そのような誘導方式にとっていただければと。せっかくのものでありますから。これはここだけでございますか。下の御水主町、そういうところにはこれになってなかったかなと思うんですけども、この部分だけ、これから避難道路が計画されますね。ほかの地域にもこういうことが設置される予定でございますか。どうなんですか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課参事。

○建設課参事（赤間春夫君） 誘導灯、誘導サイン、あとカラー誘導ライン、道路の路面に引いてあるやつなんですけれども、避難道路として整備する箇所につきましては、全箇所こういうような形になるという形になっております。ですので、手樽地区、磯崎・高城地区、松島海岸地区になりますけれども、全箇所これが設置される予定です。以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。今野議員。

○8番（今野 章君） 入札の関係でお聞きしたいと思うんですが、我が町の入札の執行規定に基づいておやりになったと、こういうことで2回目までの入札で3回目になったので不落随契をしたと、こういうことになるんですが、不落随契で見積合わせということになると思うんですけども、これは1回だけだったのか、それとも何回か行ったのか、その辺はどうだったんですか。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） これは結論から先に言いますと1回です。それでは、この見積合わせの仕方というのは通常、例えば10社いたとします。その見積合わせをしてよろしいかというふうに、最低者とよろしいかということで周りの方、本人ではなく、最低者の方ではなく周りにお伺いをすると。協議してよろしいかと。そして、よろしいというのが初めてあって、最低の方はどなたと、どなたとやるという形です。先ほどちょっとありました予定価格というのは一切ありません。落札すると、見積合わせして成り立つかどうかわかりませんが

やると。そして、今回はやったのは、数字見ていただくと2回で160万ぐらい落ちて、あとそのぐらい落ちれば何とかならないかなというちょっと気持ちもあって、たまたま1社しかおりませんでしたので協議をさせていただいたらもう1回札入れしてもよろしいということで、見積もり出してもいいということでしたのでやったら結果的に落札に至ったということの流れです。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 一般的に物の本読むと95%超えるような入札率になれば大体談合が疑われるよと、こういうふうに言われているようですけども、99.9%ですからほぼ談合と同じ数字だと。こうなってしまうのかなという気もするんです。それで、見積合わせももう2回目の段階で101.8%まで行ってますから極めて予定価格に近いと、こういう状態にはなってるわけですが、その後何回かやってこういう結果になったのかどうかということを確認をしたかったわけですが、1回でここまで行ったということです。

それで、不落随契の問題については、我が町ではどういう規定になっているのかわかりませんが、10年前に国土交通省で不落随契はもうやめなさいと、言ってみればやめたほういいよと、こういうものがあるわけです。その辺との関係で、どういうふうなことに我が町ではこの入札、不落随契の関係の入札を整理されているのか、そこいら辺ひとつお聞きしたいのと、もう1つは2回目までやって時間なかったということもあるんでしょうけれども、再入札といえますか、そういうことの考えはしなかったのかどうかです。改めて時間を置いて再度入札にかけるといようなことは考えなかったのかどうか。国交省の原則やめましょうということ踏まえれば、再度入札ということも考えてもよかつたのではないかと、こんなふうに思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） まず、2回でなく、入札、3回とかそういうものの考え方、当然不落随契は国のほうから、するなどは言ってないですけどもしないほうがいいということではあります。それで、一応2回というのは、入札執行する前段に入札は2回というふうにもう参加者にきちっと言っているということがあります。ですので、2回。それから、随契に至るときは、先ほどちょっと触れましたが1割とかという数字はあるんですけども、1回、2回と札入れをしてくと3回目どの辺かなというところもありますし、逆に言うと1回から2回でも辞退される方がもう当然今出てきてる状態もあります。そういうことで、そのときの状況見ながら。1割は当然、それはルールの中には入ってくるわけですけども、

そのうちで1回、2回目の札入れの状況を見ながらその辺の随契の対応はしているという状況であります。

再入札でありますけれども、再入札は実質我々も不調とか2回やって、さっき2回と言っていますが、もうこれでだめだなというときは再入札にかけております。そのときに同じ設計条件で再公募する場合がありますし、それからどうしても開きが余りにもでかいというようなときには内容をちょっと確認して見直しして再公募という形で取り扱うというのも今回の復興事業、災害復旧事業、それで対応してるということでもあります。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） だから、2回不調になったと。その時点で非常に率が縮まったということもあったかとは思いますが、再入札というふうな考え方は全然なかったのかどうか、そこのところをお聞きしたかった。

○議長（片山正弘君） 総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 頭に一番最初によぎるのはそこです。再入札、まず一番最初。その次に考えるのは、さっきちょっと触れました落ち幅で、やはり復興事業は何ぼでも、なかなか今までも落札に至らないこと結構ある。そして、まず一番最初は再入札が頭に浮かびます。次に浮かぶのが、これでいけばもう1回いかないか、何とかならないかなという気持ちもあって協議に入るというところでもあります。今回は一番最初は、その再入札が一番最初に考える。2番目に落ち幅でまた考えるという形でありました。

○議長（片山正弘君） 8番、今野議員。

○8番（今野 章君） だから、一番最初にまず10年前に不落随契はやめましょうと、原則やめましょうというのがあるわけでしょう。そうすると、不調だったときには、基本は再入札なりなんなりを考えると。ここにやはりいかざるを得ないんだと思うんです。だとすれば、考えたけれども幅が小さかったからということじゃなくて、考えたんだったら再入札に行ってもよかったんじゃないか。むしろ、いや、この事業はもう時間ぎりぎりだからこれでいったんだという説明のほうが私はわかりやすいような気がするんだけれども。再入札に行くまでの時間的余裕がなかったからこうしたんだというならある程度理解もするような気がするんだけれども、再入札可能な時間があつたんだとすれば、やはり原則禁止で通達来てるものを不落随契という形にはしないほうがよかったんじゃないかと、こう思ったので、その辺の説明を聞きたかったということなんです。その辺、もし何かあればお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） では、私のほうから。総務課長は執行者という立場で答弁しましたので、私はその事務をつかさどってるという立場でお答えさせていただきますけれども、まず不落随契の考え方なんですけれども、基本的に国土交通省はやめましようと言っても自治法の施行令として現に認められている制度です。それで、なぜそういう制度があるかというのは、時間的な余裕がないと。今、今野先生がおっしゃったとおりなんですけれども、それとあともう1つ、時間がたつことによって経済性も失われる可能性がある。そういうことがあるもんで、そういうことに該当する場合は再入札でなくて不落随契使っていいですよということでもあります。

あと、時間的余裕があったかどうか、その辺は担当課長のほうが説明しますのでよろしく。

○議長（片山正弘君） 中西課長。

○建設課長（中西 傳君） もう震災から5年目ということがありまして、できるだけ早く業者に受け取っていただきたいという気持ちがありますので、こういう方向でというのがベターかなというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） よろしいですか、今野議員。今野議員。

○8番（今野 章君） いろいろ財務課長おっしゃられるとおりでと思うんです。ですから、毎回毎回時間ないわけではないんでしょうから、もしこんなことがまたあるような場合は、その辺についてよく検討していただきながらやっていただきたいなど。99.9%は入札でいえば談合だよと。そういうつもりで私聞いているので、やはりいかに安価に契約できるかということも行政側にとっては重要なファクターなんですから、そこら辺も含めて考えていただきたいということはお願いをしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声がありますので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしとの声がございます。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第91号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第91号工事請負契約の締結について

は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第92号 工事請負契約の締結について

○議長（片山正弘君） 日程第17、議案第92号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第92号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道根廻・磯崎線避難道路整備工事に関するものであり、去る8月22日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、町道根廻・磯崎線道路改良工事、施工延長349.8メートルと県道奥松島松島公園線道路改良工事、施工延長340.9メートル、合わせて690.7メートルの整備を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 中西課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

初めに、資料1枚目の位置図をごらんいただきたいと思えます。

施行箇所につきましては、ごらんのとおり磯崎の長田地内であります。

次に、資料2枚目のA3の図面をごらんいただきたいと思えます。

平面図の左側が美映の丘団地で右側が県道奥松島松島公園線であります。町道根廻・磯崎線の施行延長が349.8メートル、県道につきましては右折レーン等の工事が入ってきますので340.9メートルを施工するものであります。

工事概要といたしまして、擁壁工、橋梁下部工、排水工、舗装工、防護柵工、道路附属施設工を行うものであります。

次に、3枚目のA3の資料をごらんいただきたいと思えます。

標準横断図をごらんいただきたいと思えます。上側の単路部、A-A'断面をごらんいただきたいと思えます。車道幅員といたしまして3メートルの2車線、それから両脇に1.5メートル

ルの路肩をとっており、車道全幅で9メートルでございます。歩道につきましては、片側3.5メートルで両側に設置されます。全幅員といたしまして16メートルの道路となります。

下の段の交差点部のB-B'断面図をごらんいただきたいと思います。右折レーンが入る区間の断面となりまして車道部に右折レーンの3メートルがふえ路肩が1.5メートルから0.5メートルに狭まります。車道幅員が1メートルふえて10メートルとなります。全幅が10メートルとなります。歩道は変わりございません。それで、全幅員として17メートルとなります。

次に、次ページの入札結果表をごらんいただきたいと思います。

入札方法は条件付一般競争入札を行ったものであります。1社、入札申し込みがあり、その結果、第1回目の入札において予定価格に達しましたので株式会社森本組東北支店を請負契約予定者としたものであります。

また、仮契約につきましては9月1日に締結しております。

なお、工期につきましては平成28年3月31日としておりますが、工区内に家屋が2軒ありまして移転が11月ころまでかかるようですので繰り越しを予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由並びに資料の説明等が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

直接の工事のことについてお伺いするつもりはないんですが、要するに建設課建設班の対応ということで、26年度からの繰越事業分というんですか、事故繰越も含めてですけれども、それとあわせて27年度、今回出された工事案件数と、さらに今後予定している27年度末までの予定件数とかそういったことから見て、現建設課における体制的なものとして1件工事に対して大体、工事金額にもよるんでしょうかもしれませんけれども、あるいは複雑な工事が絡むというのものもあるかもしれませんけれども、どんな体制で臨もうとしてるんですか。臨んでいるんですか。その辺をちょっとお知らせいただけますか。

○議長（片山正弘君） 中西課長。

○建設課長（中西 傳君） これまで復興事業といたしまして派遣のほう、お願いしていただいて、お願いというか来ていただきまして体制を、ことしになりまして臨職も合わせて私入れて37名体制で一応。用地買収から全部やってますけれども、これ以上なかなか応援体制はやってほしいという部分は総務課にも一応上げているんですがなかなかほかの自治体からは難しいです、実際。今でも一応継続をお願いしたいということで、1人、半年というのを延ばしていただき

まして、ことし9月いっぱいまで帰るというのを一応また延ばしていただいて来年の3月31日までいていただくということになりましたけれども、あとは交代で2人かわりますけれども、一応今年度についてはこの状態でいこうというので、来年度についてはちょっとまだはっきり決まらない部分ありますけれども、できるだけこの人数を一応体制をとっていただき、これからことし、来年とピークになってきますので、その体制を充実させて一応進めたいという考えはございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ちょっと参考までにとってお伺いしたんですけれども、要するに1本の工事で仮に2億を超えるような工事ボリュームあるいは設計の複雑性というんですか、そういった点とか皆絡まって見たときに、直の松島町の職員とお手伝いをいただいている職員の皆さんと、そういったものをペアマッチで組んだりなんたりしながらやられてるんだらうなと思いますが、今、中西課長からご答弁いただいた内容を聞いてると、そういった内容を持って地域に踏み込んでいったときに、特にペアを組まれる場合は町の直属の職員と応援体制でいただいている職員とを組まされたりとか、あるいは工期との絡みとか、あるいは地域の住民の皆さんに説明を差し上げなければいけない場合の対応ですとか、そういったものはやはり地元優先的な考え方のもとに職員の応援体制も踏まえて臨まれてはどうかというところを、いわゆる判断させていただくのに聞きました。以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第92号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第92号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（片山正弘君） 続いて、日程第18、議案第93号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第93号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する小石浜雨水ポンプ場土木工事に関するものであり、去る8月27日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、小石浜雨水ポンプ場の土木工事及び松島湾へ放流するための管渠工事を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、資料により説明させていただきます。

それでは、A3判の資料になりますが、資料P-2というやつでございます。右下にP-2とあります資料でございます。全体平面図をごらん願いたいと思います。

工事概要につきましては、既存のポンプ場脇に新たに500ミリポンプで排水できるポンプ場の躯体工事、さらに既存ポンプ場の排水とあわせて海に直接吐き出すための放流渠等の工事を行うものでございます。新設ポンプ場から国道45号を横断する箇所につきましては、口径840ミリの管を推進工法によりまして44.66メートル、公園部分につきましては開削工法により16.69メートル工事を行うものでございます。

次に、資料の2枚目でございますが、資料P-3ということでございますが、この図につきましてはポンプ場の詳細図ということですので説明はちょっと省かせていただきたいと思います。

それから、最後のページになりますが入札結果表ということで、入札方法といたしましては条件付一般競争入札ということで、公募したところ1社から申し込みがあり入札を実施しましたところ奈良建設仙台支店が予定価格に達したということで契約予定者ということになっていくということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由並びに資料の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 懸案になっていました今回の工事がようやく本格的に機械が入るとい
うようなことで、45号線も横断する84ミリの管があそこに埋設されて今度は海側に放出する
というような新しい工事です。500ミリの新設なんですけれども、実は10日に夜雨降ってる
そのときは小雨になりました。小石浜側にちょっと行ってみました。そうしたら、あそこ
でどうですかと言ったら、大丈夫ですね、今のところと、こういうふうなことで心配で
見えました。そうしたら、工事があそこはちょうど工事中で半分まで工事進行してたわけ
ですね、コンクリートブロック。あとの半分は仙石線、東北本線寄りのそっちのほうは
トンパック、今まであったんですけれども工事のために全部撤去されてたと。これ危
ないなど。これ以上雨降ったら危ないなど。そうしたら、職員が今からこのトンパッ
クもう1回敷くんですと。ありがとうございます。このように住民の皆さんが、もう
これ以上雨降ったら、45号線側はブロック塀がぴんとなってますからその部分はい
いんですけれども、仙石線のほう、大観荘の山のほう、そっち側、そっちのほう
がもうトンパックないもんですから、もし大雨降って漏れればもうまた同じよう
な状況になる。そうしたら、機転きかせて、恐らく所長から、これやってくれとい
うようなことで相当どンドン運んで完成してよかったなど。これで少し住民も安心
したのかなと、このように思っております。

今回は、この新しいやつが45号線通り過ぎると。あの住宅地を周りから、両側から
ずっと今度は排水の対策が本格的に入るわけですね。そういうふうになりまして相
当の能力アップなると思うんですけれども、単純に前聞いたんですけれども、今
の能力の何倍ぐらいになるわけですか。そして、今回80ミリ、10日と11日
で80ミリ松島に降ったと。ほかには600から300という報告を受けました
けれども、改めてこの小石浜には何百ミリ、もし松島に降った場合、どのぐ
らいの限界かというようなことはおわかりでしたら、把握してたらお知らせくだ
さい。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） ポンプの吐き出し能力については次の議案でお話
しようかなというふうに実は思ってたわけですが、これが聞かれたものだから一
応。今までは350ミリ、2台のポンプがございまして、これまで1分間に大体30
トンの水がはけてたということでございます。今回は今度新たに500ミリをポン
プ1台を増設するというので、新たに30トンがはけるとい
うことで合計60トンがはけるとい
うことで倍になるという
ことでござい
ます。

それから、あと松島の下水、雨水の排水計画としましては時間当たり47.5ミリという、全てのポンプ場をそれを基準に計算してますので、それ以上ということは今のところはできておりません。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今回は30トン追加になって大体倍になるというようなことでありますんで、かなりの、そして小石浜側のブロックも高くなるというようなことでありますんで、少々の雨では大丈夫なのかなと。しかし、600とかそういうような想定外というようなこと、今はそんなこと言えないような状況になりますけれども、そういった場合はいち早く避難勧告、指示から、もう今みんな見られますから、どの程度降るかというようなことで、今回のこの大豪雨の教訓を生かしてとにかく早目早目に、とにかくあそこ間坂地区は非常に怖いところありますので、その辺の対応をこれからちゃんとしていただきたい。

それから、何ミリまでと。どのぐらいの対応を考えてるんですか、松島に。このぐらい降っても、小石浜側、この30トン今度追加になったんですけれどもどうなんでしょうかね。わかりますか、その辺。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 先ほども申しましたが、時間当たり47.5ミリということで雨水排水計画は町でやってございますので、そういうことでございます。（「はい、わかりました。失礼しました」の声あり）

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの方がございます。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしとの声があります。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第93号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第93号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第94号 工事請負契約の締結について。

○議長（片山正弘君） 日程第19、議案第94号工事請負契約の締結について議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第94号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する小石浜雨水ポンプ場機械設備工事に関するものであり、去る8月27日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、小石浜雨水ポンプ場のポンプの増設を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、資料によりご説明いたします。

A3判の資料で右下にP-2とあります全体平面図をごらんいただきたいと思っております。

工事概要につきましては、既存のポンプ場脇に新たにつくります500ミリポンプで排水できるポンプ場の機械設備工事ということでございます。この水中ポンプを設置することによりまして、既存ポンプ場、350ミリ、2台のポンプと合わせまして、これまで倍の1時間に60立方メートルの排水が可能となるということでございます。

次に、次のページのP-3ということでございますが、ポンプ場の機械設備の断面図でございます。図面左上のA-Aの断面図がございまして、スクリーンにつきましてはこれまでも議会の中で自動除塵機の設置検討を要望されてございました。今までの管理実績の中でこの小石浜ポンプ場というのは流木等が流れてくるということがありませんでしたので、また今回地下の雨水管を通して雨水が集まってくるということでございますので、ごみのかき上げについては人力で対応可能ということで自動除塵機は設置しなかったということでございます。

また、図面右の右側にゲートを設置しますが、ゲートは常にあいたままの状態ということで津波が来るような場合にあっては手動操作によって閉めるということになってございます。

次に、最後のページです。入札結果表ということでございますが、入札方法につきましては条件付一般競争入札ということで、公募したところ3社から申し込みがございまして谷工機社が予定価格に達したということで契約予定者ということでしておるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由並びに資料の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第94号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第94号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第95号 物品売買契約の締結について

○議長（片山正弘君） 日程第20、議案第95号物品売買契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第95号物品売買契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の物品売買契約の締結につきましては、平成14年に配備しました消防小型動力ポンプ付積載車の使用年数が13年を経過し老朽化が著しいことから、石油貯蔵施設立地対策等交付金により更新を図るものであり、去る8月27日に入札に付し、議案のとおり物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

購入内容につきましては、普通四輪駆動の小型動力ポンプ付積載車1台を購入するものであります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、議案第95号、消防小型動力ポンプ付

積載車購入の契約締結につきましては、平成14年に配備しました消防小型動力ポンプ付積載車が目安となります耐用年数10年を過ぎまして13年を経過しました。また、老朽化が著しいことから石油貯蔵施設立地対策等交付金によりまして更新を図るものでございます。

普通四輪駆動の小型動力ポンプ付積載車1台を購入するものでございます。

主な仕様内容につきましては、別紙資料をごらんになっていただきたいと思います。

車両につきましては、昨年度導入いたしました車両と装備、規格内容など同一の車両となっております。

入札の結果につきましては、条件付一般競争入札としまして5社からの申し込みがありました。入札の結果、仙台市の株式会社共栄防災が落札しております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由並びに資料の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしとの声であり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第95号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第95号物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

平成27年第3回松島町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時58分 閉 会